

警報発表時の措置について

1 特別警報

(警報の種類と地域)

「京都・亀岡」「山城中部」「山城南部」のいずれかの地域に「特別警報」が発表された場合の授業等の扱いについて、以下のとおりとする。

注：特別警報とは、すべての種類の特別警報を指す。

(対応)

- (1) 午前6時30分現在またはそれ以降に、特別警報が発表されているときは、自宅待機とする。
- (2) 午前8時30分までに特別警報、特別警報から切り替わったいずれかの警報のすべてが解除された場合は、3校時目から授業を行う。
- (3) 午前11時30分までに特別警報、特別警報から切り替わったいずれかの警報のすべてが解除された場合は、5校時目から授業を行う。
- (4) 午前11時30分時点で引き続いて特別警報または特別警報から切り替わったいずれかの警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

2 暴風警報

(警報の種類と地域)

「京都・亀岡」「山城中部」「山城南部」のいずれかの地域に「暴風警報」が発表された場合の授業等の扱いについて以下のとおりとする。

(対応)

- (1) 午前6時30分現在またはそれ以降に、暴風警報が発表されているときは、自宅待機とする。
- (2) 午前8時30分までに暴風警報が解除された場合は、3校時目から授業を行う。
- (3) 午前11時30分までに暴風警報が解除された場合は、5校時目から授業を行う。
- (4) 午前11時30分の時点で引き続いて暴風警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

3 その他

- (1) 気象状況及び交通機関の運休等により安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡の上、登校を控えること。この場合、出欠について配慮する。
- (2) 行事等で校時変更等がある場合、解除による授業再開の時刻までに登校すること。
- (3) 土曜日や日曜日についても、特別警報や特別警報から切り替わったいずれかの警報または、暴風警報が発表されている間は登校を見合わせる。（登校できるかは、上記の内容に準じる。）